

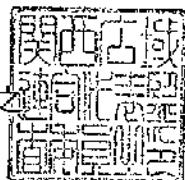


関 広 監 第 8 号

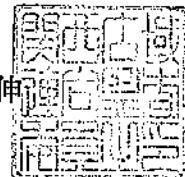
令和元年8月22日

関西広域連合長 井戸 敏三 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 大橋 通伸



監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成30年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

令和元年7月30日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、下記の指示事項が存するものの、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

指示事項（契約に関するもの1件 計1件）

委託契約において、業者決定後、速やかに契約が締結されておらず、仕様変更した後に契約手続きをしていた事例が認められた。（広域観光・文化・スポーツ振興局）

3 意見

監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 関西広域連合では、広域医療の充実のため、管内7機のドクターへりによる一体的な運航を行うとともに、近隣地域のドクターへりとの連携を進め、二重、三重のセーフティネットを強化されているところであるが、運航事業者はプロポーザル方式により1年ごとに選定、契約されており、結果的に1者の応札が続いている。

については、運航事業者との委託契約に当たっては、長期継続契約の導入等の工夫を行い、複数者から応札がある競争性のある契約環境を整備し、運航事業の一層の効率化に努められたい。

(2) 関西広域連合では、平成30年度末まで「広域行政のあり方検討会」及び「広域計画等フォローアップ委員会」が設置され、これまでの広域行政の成果を踏まえ、多様な角度、視点から、広域連合が担うべき政策や体制、広域連合の機能強化に向けての提言が行われている。

については、これらの提言を踏まえて、短期、中期、長期に対応する課題に選別の上、実施すべき政策は、第4期広域計画に盛り込むとともに、限られた財源を重要課題等へ重点的かつ効果的に活用するため、計画の策定、実施に当たっては、既存業務の見直しによるスクラップ・アンド・ビルトや、選択と集中による事業費の重点化に取り組まれたい。